

越監告示第13号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、水道課の現金監査を執行したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成31年3月26日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

- 1 監査の実施対象及び執行日
水道課 平成31年3月19日(火)
- 2 監査の対象
水道課所管の公営企業会計に係る、現金、預金、有価証券等の在高、所在及び保管状況
- 3 監査の範囲及び方法
 - ・都市監査基準等、地方自治法第235条の4及び地方公営企業法施行令第22条の6に基づき監査を実施
 - ・提出資料、関係職員の説明聴取
- 4 監査結果
今回監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。